

# 一宮町内会細則

平成13年4月2日制定

第1条 町内会規約第36条に定める町内会費を年額1世帯2,500円とする。

2 前項の会費はその年度の9月以後に入会する場合は1,500円とする。

第2条 町内道路側溝の掃除の実施を次のように定め、各世帯より1名ずつ出席して清掃する。

1 毎年4月下旬に町内春期一斉大掃除を実施する。

2 上記時間は各地区において話し合いの上調整することができる。但し、高齢者及び独居者で病気等出席不可能な方は除外とする。

第3条 町内会は、本町内区域内の中川、砂川堤防の草刈り奉仕を次のように実施する。

1 中川、砂川堤防については、その関係する地区が年に3回程度行うこととする。

2 二月の草刈り草焼きは、砂川、中川の町内流域及び川下、大曲湯直接町内の関係外についても防犯防火の見地から全会員によって行うこととする。

3 上記2項については、第4条の但し書きを準用する。

第4条 本町内の役員に活動手当を支給することができる。支給方法等については理事会の議を経て定める。

第5条 本町内会の表彰規則を次のように定める。

本町内会会員及び本町内出身者等で、本町内の発展に寄与したる事が顕著である者に関し、理事会の議を経て表彰を行うことが出来る。

付 則

この細則は、平成13年4月2日より施行する。